

# 3. 道基準の設定と関係する規制法・アセス法の関係について (1)

## 3-1. 認定地域脱炭素化促進事業に係る許認可申請等手続き

### 一般的な事業

○事業者が、許認可権者に対して個別に申請

国	都道府県	河川管理者
・自然公園法	・温泉法 ・森林法 ・農地法 等	・河川法

(申請)

事業者

・環境アセスメントの5つの手続きを全て実施



### 認定地域脱炭素化促進事業

○事業者が申請した市町村が窓口となって協議

国	都道府県	河川管理者
・自然公園法	・温泉法 ・森林法 ・農地法 等	・河川法

許認可権者は協議内容を同意 (許認可とみなされる)  
⇒ 許可等の基準が緩和されるものではない

市町村

・添付書類や記載漏れ等を確認  
・関係機関へ協議

「地域脱炭素化促進事業計画」を提出

・許認可に必要な事項等を記載  
事業検討段階で環境の保全への適正な配慮を記載

事業者

・事業計画に環境配慮事項が盛り込まれる



許  
認  
可

環  
境  
影  
響  
評  
価  
法

## 3-2. ワンストップ窓口

ワンストップ化の特例は、地域脱炭素化促進事業計画の提出・調整先が市町村に一元化されることによって、事業者の関係機関との許可申請等の負担が軽減されるもので、**許可等が不要となったり、許可等の基準が緩和されるものではありません。**

(環境省 地方公共団体実行計画 (区域施策編) 策定・実施マニュアル (地域脱炭素化促進事業編) 2022年4月 P6 参照)

### 【温対法第22条の2第4項 抜粋】

市町村は、認定(注：地域脱炭素化促進事業計画の認定)をしようとする場合において、事業計画に記載された行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。

- 一 温泉法の許可を受けなければならない行為  
都道府県知事  
(以下略※)

### 【温対法第22条の2第5項 抜粋】

都道府県知事は、地域脱炭素化促進事業計画についての協議があった場合において、当該協議に係る行為が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

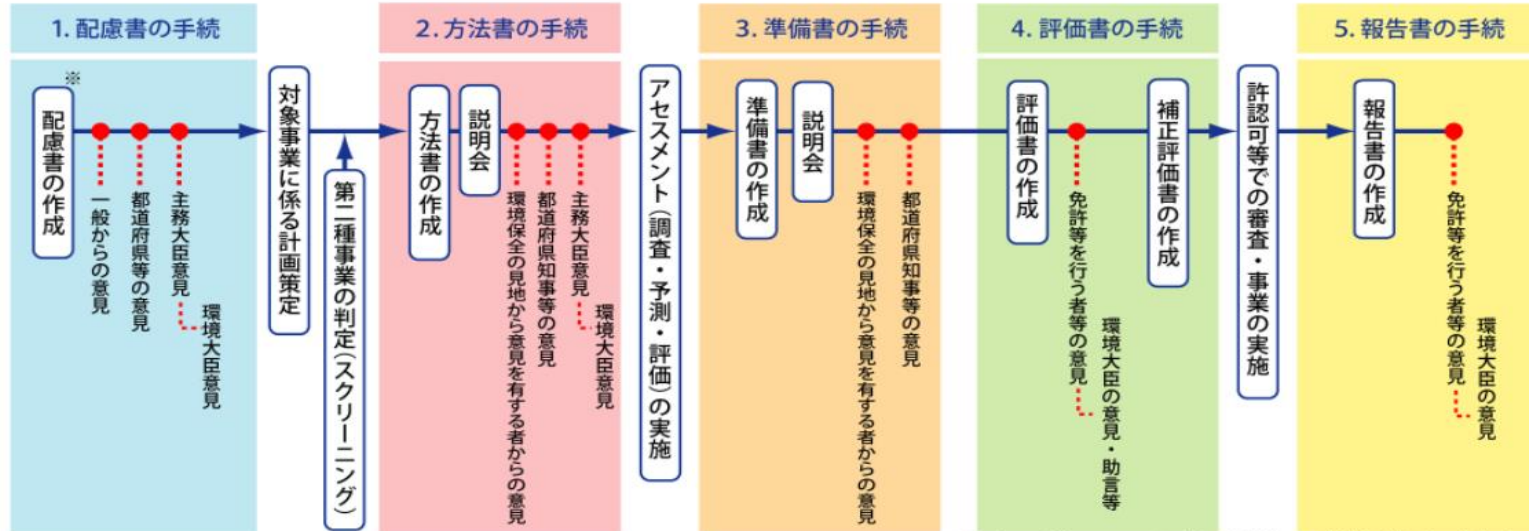
- 一 温泉法の規定により許可をしなければならない場合に該当すること。

関係法令の許可等基準を満たす場合に同意

※その他に、森林法、農地法、自然公園法、河川法、廃掃法も同様の扱い

## 3-3. アセス法の環境配慮手続の制度概要

アセス法に基づく環境アセスの手続きは、5段階（配慮書、方法書、準備書、評価書、報告書）あり、配慮書手続きは、最初に行われる手続きです。



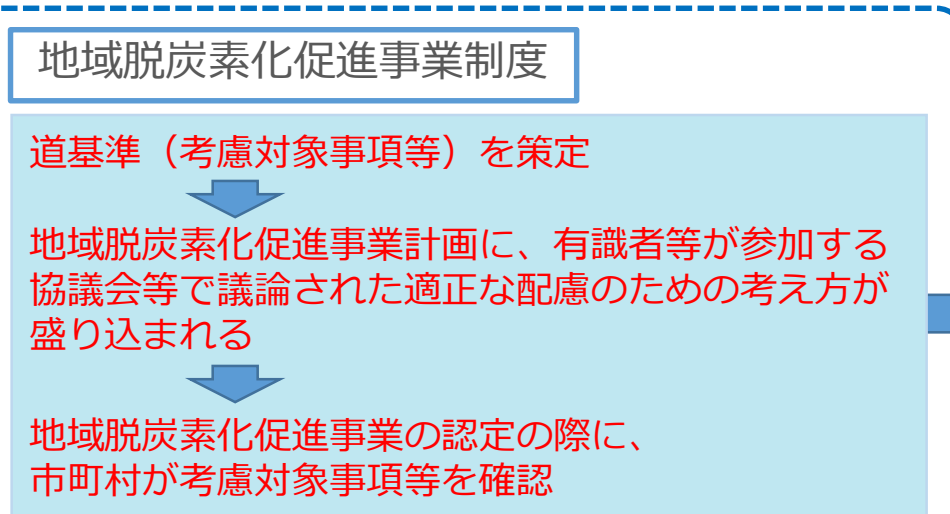
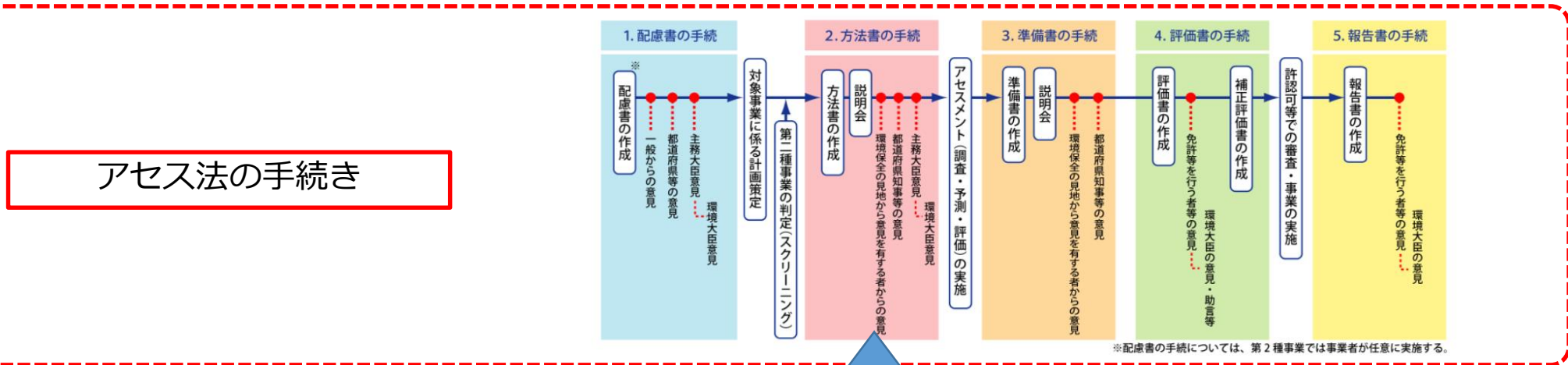
※配慮書の手続については、第2種事業では事業者が任意に実施する。

- 【配慮書】 事業の位置・規模等の検討段階において環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討するもの
- 【方法書】 どのような方法で環境アセスを実施していくのかという計画
- 【準備書】 調査、予測、評価を実施した結果を示し、環境保全に関する事業者の考え方をまとめたもの
- 【評価書】 準備書に対する環境保全の見地からの意見、都道府県知事等からの意見について検討し、必要に応じ準備書を修正したもの
- 【報告書】 工事中に実施した事後調査やその結果に応じて講ずる環境保全対策、重要な環境に対して行う効果の不確実な環境保全対策の状況について、工事終了後に図書にまとめ、報告・公表を行うもの。

# 3. 道基準の設定と関係する規制法・アセス法の関係について (4)

## 3-4. 地域脱炭素化促進事業におけるアセス法の配慮書手続の扱い

地域脱炭素化促進事業制度においては、都道府県基準に定めた「適正な配慮のための考え方」が予め事業計画に盛り込まれ、市町村が事業を認定する際に確認を行います。その後の、方法書以降のアセス法の手続きは、引き続き国や道が審査します。



## 4. 参考情報

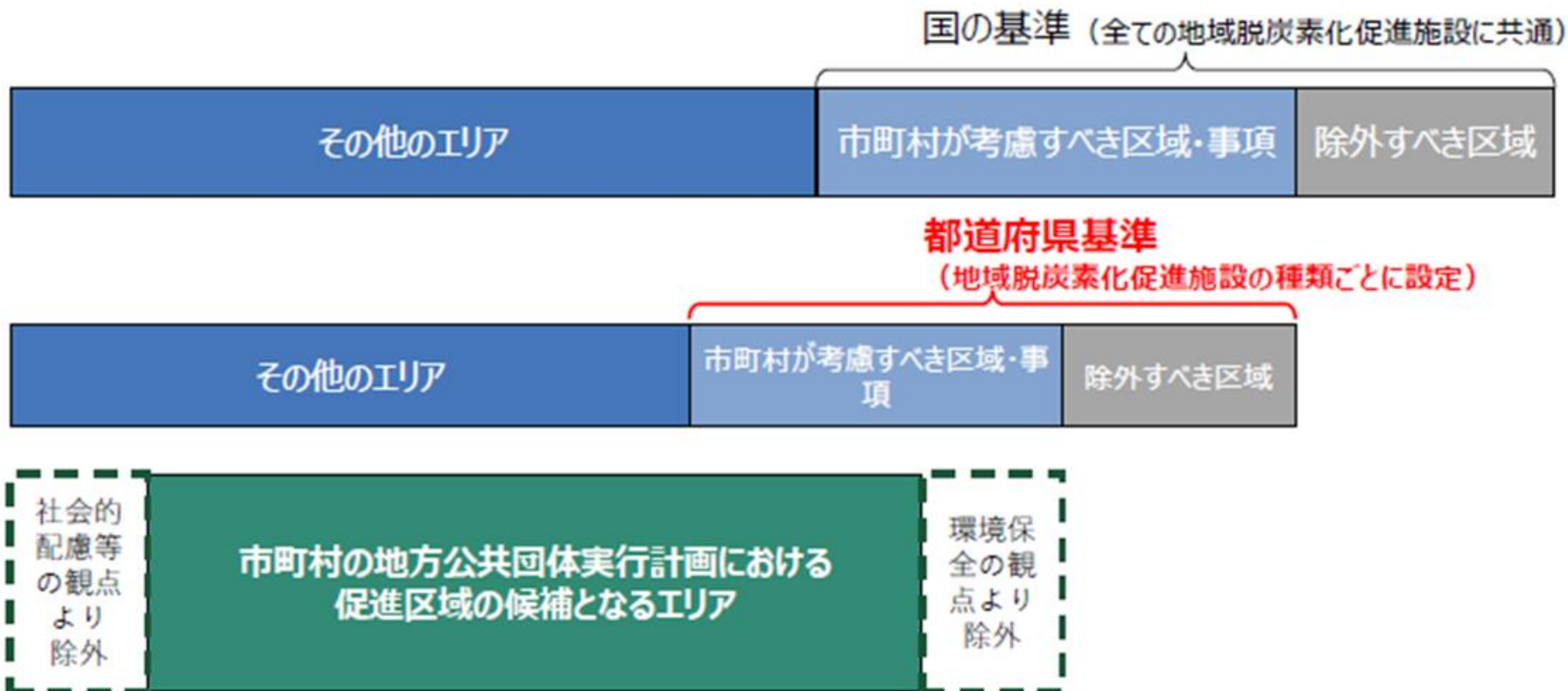


## 4-1. 地域脱炭素化促進事業制度の構成

実施すべき事項	実施主体	実施すべき事項のイメージ		
<p><b>1. 国の環境保全に係る基準の設定(環境省令)</b>                      国は、環境保全上の支障を及ぼすおそれがないものとして定める省令によって、全国のいずれの市町村も共通して遵守すべき基準を定める。</p>	国	その他のエリア	市町村が考慮すべきエリア・事項	除外すべきエリア
<p><b>2. 都道府県の環境配慮基準の設定</b>                      都道府県は、国の基準を踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して都道府県の環境配慮基準を定める。</p>	都道府県	その他のエリア	市町村が考慮すべきエリア・事項	除外すべきエリア
<p><b>3. 促進区域・地域の環境の保全のための取組等の設定</b>                      市町村は、自ら定める再エネ導入目標を念頭に置き、国・都道府県の基準に基づき、環境配慮の観点に加えて社会的配慮の観点も考慮しながら促進区域等を設定する。</p>	市町村	<地方公共団体実行計画> 促進区域・地域の環境の保全のための取組等		・協議会等の協議
<p><b>4. 地域脱炭素化促進事業計画の策定</b>                      事業者は、促進区域において整備する施設の種類・規模や「地域の環境の保全のための取組」や「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の内容等を「地域脱炭素社会促進事業計画」として作成・申請する。</p>	事業者	<地域脱炭素化促進事業計画> 地域脱炭素化促進施設の整備 地域の脱炭素化のための取組 地域の環境の保全のための取組 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組		
<p><b>5. 地域脱炭素化促進事業の認定</b>                      事業者から提出された地域脱炭素化促進事業計画について、市町村が上記3の事項との適合性等を審査し、事業を認定する。</p>	市町村			・協議会等での協議 ・ワンストップ化特例 ・アセス配慮書省略

## 4-2. 都道府県の配慮基準の区域と提示方法

- ・ 収集した情報に基づいて、都道府県基準では以下を整理して示します。
  - ・ **促進区域に含めることが適切でないと都道府県が判断する区域 (除外すべき区域)**
  - ・ **促進区域の設定に当たって考慮することとする環境配慮事項 (市町村が考慮すべき区域・事項)**
  - ・ **考慮することとする環境配慮事項に係る適正な配慮のための考え方等**



## 4-3. 国が定める環境保全に係る基準

### 促進区域設定に係る環境省令における国の配慮基準の区分 (考え方)

種類	内容
<p>① 促進区域に含めない区域</p>	<p>市町村が一律に促進区域に含めないこととする区域。                      環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から、法令に基づき、その範囲が明確に定義され、図示されている区域であって、<b>当該区域内においては地域脱炭素化促進施設の立地を原則認めないこととしている区域を定めている。</b></p>
<p>② 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域</p>	<p>促進区域に含めないこととするまでは言えないものの環境の保全に支障を及ぼすおそれがないよう措置する観点から考慮が必要な区域や、性質上環境の保全に支障を及ぼすおそれがないよう措置する観点から考慮が必要な事項。  <b>環境保全の支障を防止する観点から再エネの立地のために一定の基準を満たすことが法令上必要な区域や、環境保全の支障を防止する必要性が高いものの 性質上区域での規制が行われていない事項を定めている。</b>                      市町村が促進区域の設定に当たり考慮が必要な区域・事項については、市町村が実務的に対応可能であることが重要であり、市町村がEADASや行政機関（地方環境事務所や都道府県等）から既存情報を収集し、支障のおそれの有無・程度を踏まえ、促進区域に含めるかどうかを検討（協議会がある場合には協議会も活用）する必要がある。</p>
<p>③ 促進区域の設定の際に、環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な事項</p>	<p>市町村で促進区域を設定するに当たって、考慮が必要な事項について検討した上で、促進区域設定時点の情報に基づけば促進区域から除外すべき程度の環境保全上の支障のおそれまでは確認されないものの、促進区域の設定の後、事業の実施に当たり、一定の支障のおそれが判明し得ることが懸念される場合には、促進区域に含めた上で地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境保全の取組」に適切な措置（※）を位置付けることで促進区域に設定することが可能です。                      ※例えば、事業計画の立案に先立ち必要な調査の実施や、調査結果を踏まえた事業計画の見直し（地域脱炭素化促進施設等の位置、規模、配置、構造等の調整、環境保全措置、事後調査による対応、順応的管理による対応を含む。）</p>



## 4-4. 促進区域の設定にあたり配慮すべき基準に係る環境省令 (国の配慮基準・区域)

環境省令によって示されている国の配慮基準の対象となる区域。

### ① 促進区域に含めない区域 (省令第五条の二第1項第一号)

No.	区域	根拠法令
i	原生自然環境保全地域	自然環境保全法
ii	自然環境保全地域	
iii	国立・国定公園の特別保護地区、海域公園地区、第1種特別地域	自然公園法
iv	国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法
v	生息地等保護区の管理地区	種の保存法

### ② 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域 (省令第五条の二第1項第二号)

No.	区域	根拠法令
i	国立・国定公園の① iii 以外の区域	自然公園法
ii	生息地等保護区の監視地区	種の保存法
iii	砂防指定地	砂防法
iv	地すべり防止区域	地すべり防止法
v	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法
vi	保安林 (航行の目標の保存を目的とした保安林を除く)	森林法

### 4-4. 促進区域の設定にあたり配慮すべき基準に係る環境省令（国の配慮基準・事項）

環境省令によって示されている国の配慮基準の対象となる事項。

#### ③ 促進区域の設定の際に、環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な事項 （省令第五条の二第1項第三号）

No.	区域	根拠法令
i	国内希少野生動植物の生息・生育への支障	種の保存法
ii	騒音その他の生活環境への支障	—

## 4-5. 促進区域の設定にあたり配慮すべき基準に係る環境省令 (②考慮対象事項等の詳細)

### ②考慮対象事項等で示されているア～エの詳細。

ア 地域の自然的社会的条件に応じた環境への適正な配慮が確保されるように考慮すべき事項 (考慮対象事項)

施設の種類	イ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持													ロ 生物多様性			ハ 人と自然のふれあい		
	H <sub>2</sub> S	水汚	水濁	富栄養	DO	水温	大気	騒音	悪臭	温泉	重要な地形/地質	土地安定性	反射光	影	動物	植物	地域生態系	景観眺望	自然ふれあい
太陽光			○					○			○	○	○		○	○	○	○	○
風力								○			○	○		○	○	○	○	○	○
水力		○	○	○	○	○									○	○	○	○	○
地熱	○	○						○		○	○				○	○	○	○	○
バイオマス							○	○	○						○	○	○	○	○
再エネ熱供給	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
上記以外で都道府県が定める施設	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※

※必要と判断する事項

イ 考慮対象事項ごとの環境保全への適正な配慮を確保するための考え方

- ・自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置を講じる

ウ 考慮対象事項を考慮するにあたり収集すべき情報

収集すべき情報の種類	イ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持													ロ 生物多様性			ハ 人と自然のふれあい		
	H <sub>2</sub> S	水汚	水濁	富栄養	DO	水温	大気	騒音	悪臭	温泉	重要な地形/地質	土地安定性	反射光	影	動物	植物	地域生態系	景観眺望	自然ふれあい
集落、学校、病院、その他環境保全配慮施設	○						○	○	○				○	○					
水道原水取水地点等		○	○	○	○	○													
温泉									○										
地形地質										○									
土地の形状が保持される性質											○								
原生自然環境、重要生息地、重要生態系															○	○	○		
眺望、景観資源の分布																		○	
野外レク施設、自然ふれあい施設																			○

エ 収集すべき情報の収集方法

- ・具体的な根拠を有する文献やその他資料及び専門家からの聴取等による資料

## 4-6. その他市町村が考慮すべき事項について（環境保全）

市町村が促進区域を設定する際に、国の配慮基準以外で、環境保全の観点から考慮し、国や都道府県等と相談した上で設定することが望ましい事項として、マニュアルに記載されている事項。

No.	環境保全の観点から考慮することが望ましい事項	根拠法令	相談先
a	世界自然遺産	世界遺産条約	地方環境事務所・都道府県
b	ラムサール条約湿地	ラムサール条約	地方環境事務所
c	国指定鳥獣保護区（特別保護地区除く）	鳥獣保護管理法	地方環境事務所
d	レッドリスト掲載種	—	地方環境事務所・都道府県
e	生物多様性保全上重要な里地里山（重要里地里山）	—	地方環境事務所
f	生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）	—	地方環境事務所
g	生物多様性の観点から重要度の高い海域（重要海域）	—	地方環境事務所
h	自然再生の対象となる区域	自然再生推進法	自然再生協議会
i	保護林、緑の回廊（国有林野）	—	森林管理局
j	史跡・名勝・天然記念物及び重要文化的景観	文化財保護法	都道府県
k	風致地区	都市計画法	都道府県
l	特別緑地保全地区	都市緑地法	都道府県
m	歴史的風土特別保存地区	古都保存法	都道府県
n	近郊緑地特別保全地区	首都圏近郊緑地保全法等	都府県



## 4-6. その他市町村が考慮すべき事項について (社会的配慮)

市町村が促進区域を設定する際に、国の配慮基準以外で、社会的配慮の観点から考慮し、国や都道府県等と相談した上で設定することが望ましい事項として、マニュアルに記載されている事項。

No.	社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項	根拠法令	相談先
a	河川区域	河川法	河川管理者
b	土砂災害警戒区域等	土砂災害防止法	都道府県
c	保安林 (航行の目標の保存を目的とした保安林)	森林法	森林管理局・都道府県
d	保安林予定森林等	森林法	森林管理局・都道府県
e	世界文化遺産	世界遺産条約	文化庁・都道府県
f	優良農地	農地法等	都道府県・農業委員会
g	港湾	港湾法	港湾管理者
h	航空施設	航空法	空港事務所
i	気象レーダー	—	気象庁・地方整備局
j	防衛施設	—	防衛省
k	文化財 (史跡・名勝・天然記念物及び重要文化財的景観以外のもの)	文化財保護法	都道府県

### 4-7. 都道府県の配慮基準のイメージ (③適用除外及び④特例事項)

『大規模太陽光発電施設』を対象とした③適用除外及び特例事項の配慮基準イメージ。

- ・ 都道府県基準の特例基準等は、再エネ施設の規模、設置形態、設置場所などに応じて、**環境負荷が比較的小さい**場合に設定されます（ただし、環境影響評価法の対象規模は除く）。
- ・ 特例基準の例：「工場跡地に設置されるもの（●kW以下）については環境配慮事項のうち、○○の考慮を要しない」
- ・ 適用除外の例：「建物の屋根に設置されるものについて環境配慮事項の考慮を要せず、国の基準を都道府県基準とする」

都道府県基準において特例が設定される規模、設置形態、設置場所などの例としては

- ・住宅の屋根に設置されるもの
- ・工場の屋根に設置されるもの
- ・工業団地に設置されるもの
- ・ゴルフ場跡地に設置されるもの
- ・工場跡地に設置されるもの
- ・屋根置きかつ10kW未満のもの 等

が考えられます。